

公共

市単

事業 令和 7 年度

本庁舎玄関インターロッキング修繕

工 事

【実施設計書】

見積設計書

工 事 番 号 宍総財工 第 070112 号

河 川 名
路 線 名 等 宍粟市本庁舎東玄関

工 事 箇 所 宍粟市山崎町中広瀬 地内



宍 粟 市

	実 施 (前 回 変 更)	今 回 変 更	増 減 額	工 事 概 要
設 計 額 R7.10.1 基準摘要	円	円	円	当初
				インターロッキング舗装工 102 m2
請 負 額	円	円	円	
執行方法	請 負 委託	施工期限	令和8年2月13日	

総括情報表

頁0-0001/0016

単価適用年月日	0-07. 10. 01 (0)		
	今 回	前 回	
工種区分（公共） 施工地域区分 前払区分 契約保証費用 週休2日補正	06 舗装 26 補正無し 01 補正あり 1.05 02 計上しない 05 対象外		

工事費内訳書

頁0-0002/0016

	費目・工種・種別・細目	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
本工事費											
施設整備											
公園土工											
作業土工											
床掘り											
	床掘り 土砂 上記以外(小規模)										
		5		m3						施工	第0-0001号内訳表
残土処理工											
土砂等運搬											
	土砂等運搬 ; (小規模) 土質->土砂(岩塊・玉石混り土含む) ; DID区間->無し										
		5		m3						施工	第0-0002号内訳表

工事費内訳書

頁0-0003/0016

費目・工種・種別・細目	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
残土等処分										
処分費 土 砂 ； 投棄量 5 m3	1			式					施工	第0-0003号内訳表
構造物撤去工										
ブロック舗装撤去工										
インターロッキングブロック撤去										
インターロッキングブロック撤去工 撤去〔取壊し〕	102			m2					施工	第0-0004号内訳表
運搬処理工										
殻運搬										
殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし ； D I D区間無し L=3.3km以下	6			m3					施工	第0-0005号内訳表

工事費内訳書

頁0-0004/0016

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
殻処分						
処分費 コンクリート殻(無筋) ; 投棄量 6 m3	1		式			施工 第0-0006号内訳表
園路広場整備工						
舗装準備工						
不陸整正						
不陸整正 補充材t=3cm	102		m2			施工 第0-0007号内訳表
コンクリート系舗装工						
インターロッキング舗装						
インターロッキングブロック設置工 透水性 厚6cm ブロックは建設物価積算資料2誌の平均単価	102		m2			施工 第0-0009号内訳表

工事費内訳書

頁0-0005/0016

	費目・工種・種別・細目	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
直接工事費計											
共通仮設費計											
共通仮設費率分											
純工事費計											
現場管理費											
工事原価計											
一般管理費等											
工事価格計											
消費税相当額											

工事費内訳書

頁0-0006/0016

[illegible]

床掘り

[規格 1] 土砂 上記以外(小規模)

[規格 2]

積算単価算出表

施工 第0-0001号内訳表

頁0-0007/0016

1 m3 当り

標準単価	代表機労材規格			構成比	基準単価	積算規格	単 価	補 正 構成比	備 考
	K1		バックホウ(クローラ型) 山積0.28m3 (平積0.2m3) [後方超小旋回型・排ガス(第2次)]			バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回型・排ガス対策型(第2次)] 0.28/0.2m3			
	K								
	R1		運転手(特殊)			運転手(特殊)			
	R2		普通作業員			普通作業員			
	R								
	Z1		軽油 バトロール給油			軽油			
	Z								
						計			
	積算単価 =								
	A 土質		=1		土砂				
	B 施工方法		=5		上記以外(小規模)				

土砂等運搬

積算単価算出表

施工 第0-0002号内訳表

頁0-0008/0016

[規格1] 土質→土砂(岩塊・玉石混り土含む)

[規格2]

[摘要]

1

m3 当り

標準単価	代表機労材規格			構成比	基準単価	積算規格	単 価	補 正 構成比	備 考
	K1		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 4t積級(タイヤ損耗費及び補修費(良好)含む)			ダンプトラック 4t積級[オンロード・ディーゼル] タイヤ損耗費及び補修費(良好)含む			
	K								
	R1		運転手(一般)			運転手(一般)			
	R								
	Z1		軽油 パトロール給油			軽油			
	Z								
						計			
	積算単価 =								
	A	土砂等発生現場	=2		小規模				
	B	積込機種・規格	=5		バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3)				
	C	土質	=1		土砂(岩塊・玉石混り土含む)				
	D	DID区間の有無	=1		無し				
	G	運搬距離3	=9		3.5km以下				

頁0-0009/0016

当り

11/31

施工単価表						施工 第0-0004号内訳表	頁0-0010/0016
インターロッキングブロック撤去工							
[規格1]撤去 [取壊し]		[規格2]		[摘要]		100	m2 当り
名 称 ・ 規 格		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
インターロッキングブロック撤去工 とりこわし		100.00	m2				
合 計		100	m2				
単 位 当 り		1	m2				
A 施工区分		=2		撤去 [取壊し]			
B 施工規模による補正(S)		=1		100m2以上			
C 時間的制約による補正(K1)		=1		時間的制約なし			
D 夜間作業による補正(K2)		=1		昼間作業			

殻運搬

積算単価算出表

施工 第0-0005号内訳表

頁0-0011/0016

[規格1] コンクリート(無筋)構造物とりこわし

[規格2]

[摘要]

1

m3 当り

標準単価	代表機労材規格			構成比	基準単価	積算規格	単 価	補 正 構成比	備 考
	K1		ダンプトラック[オンロード・デイスル] 10t積級(タイヤ損耗費及び補修費(良好)含む)			ダンプトラック 10t積級[オンロード・デイスル] タイヤ損耗費及び補修費(良好)含む			
	K								
	R1		運転手(一般)			運転手(一般)			
	R								
	Z1		軽油 パトロール給油			軽油			
	Z								
						計			
	積算単価 =								
	A	殻発生作業	=1		コンクリート(無筋)構造物とりこわし				
	B	積込工法区分	=1		機械				
	C	DID区間の有無	=1		無し				
	D	運搬距離	=9		3.3km以下				

頁0-0012/0016

当り

14/31

頁0-0013/0016

当り

15/31

施工 第0-0008号内訳表

不陸整正

16/31

施工単価表						施工 第0-0009号内訳表	頁0-0015/0016	
[規格1]透水性 厚6cm		[規格2]		[摘要]ブロックは建設物価積算資料2誌の平均単価		100	m2	当り
名 称 ・ 規 格		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考		
インターロッキングブロック設置工 直線 ブロック厚6cm		100	m2			施工 第0-0010号内訳表		
土木シート 不織布系透水シート ILBシートE060厚0.5mmポリエステル同等品以上		108	m2			建設物価 1 誌の単価		
合 計		100	m2					
単 位 当 り		1	m2					

施工単価表

施工 第0-0010号内訳表

頁0-0016/0016

インターロッキングブロック設置工

[規格1]直線 ブロック厚6cm		[規格2]		[摘要]		100	m2	当り
名 称 ・ 規 格		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考	
インターロッキングブロック設置工 t=6cm 直線配置		100.00		m2				
敷材料(砂) 洗砂				m3				
合 計		100		m2				
単 位 当 り		1		m2				
A ブロックの規格・仕様			=1		直線配置 ブロック厚6cm			
B 敷材料の種類			=1		砂			
C 敷材料の厚さ (cm)			=3		敷材料の厚さ (cm)			
D 施工規模による補正 (S)			=1		100m2以上			
E 時間的制約による補正 (K1)			=1		時間的制約なし			
F 夜間作業による補正 (K2)			=1		昼間作業			
G ★★特殊品ブロックの単価 (円/m2)			=		★★特殊品ブロックの単価 (円/m2)			

数 量 総 括 表

本庁舎玄関インターロッキング修繕工事

工 種	種 目	形 状	数 量 計 算	単位	数 量	摘 要
土工						
	敷砂除去積込	t=50mm	$102.6 \times 0.05 = 5.1$	m3	5	
	敷砂運搬	運搬距離L=3.4km	$5.1 = 5.1$	m3	5	
撤去工	残土処分		$5.1 = 5.1$	m3	5	(株)清名
	インターロッキング撤去工	200×100×t60	$102.6 = 102.6$	m2	102	
	インターロッキングCO殻運搬工	運搬距離L=1.7km	$102.6 \times 0.06 = 6.2$	m3	6	
舗装工	コンクリート殻処分工	無筋	$6.2 = 6.2$	m3	6	(株)イガキ
	不陸整正	補充材有t=30mm	$102.6 = 102.6$	m2	102	
	インターロッキング敷設工	敷砂込t=30mm 透水性200×100×t60	$102.6 = 102.6$	m2	102	

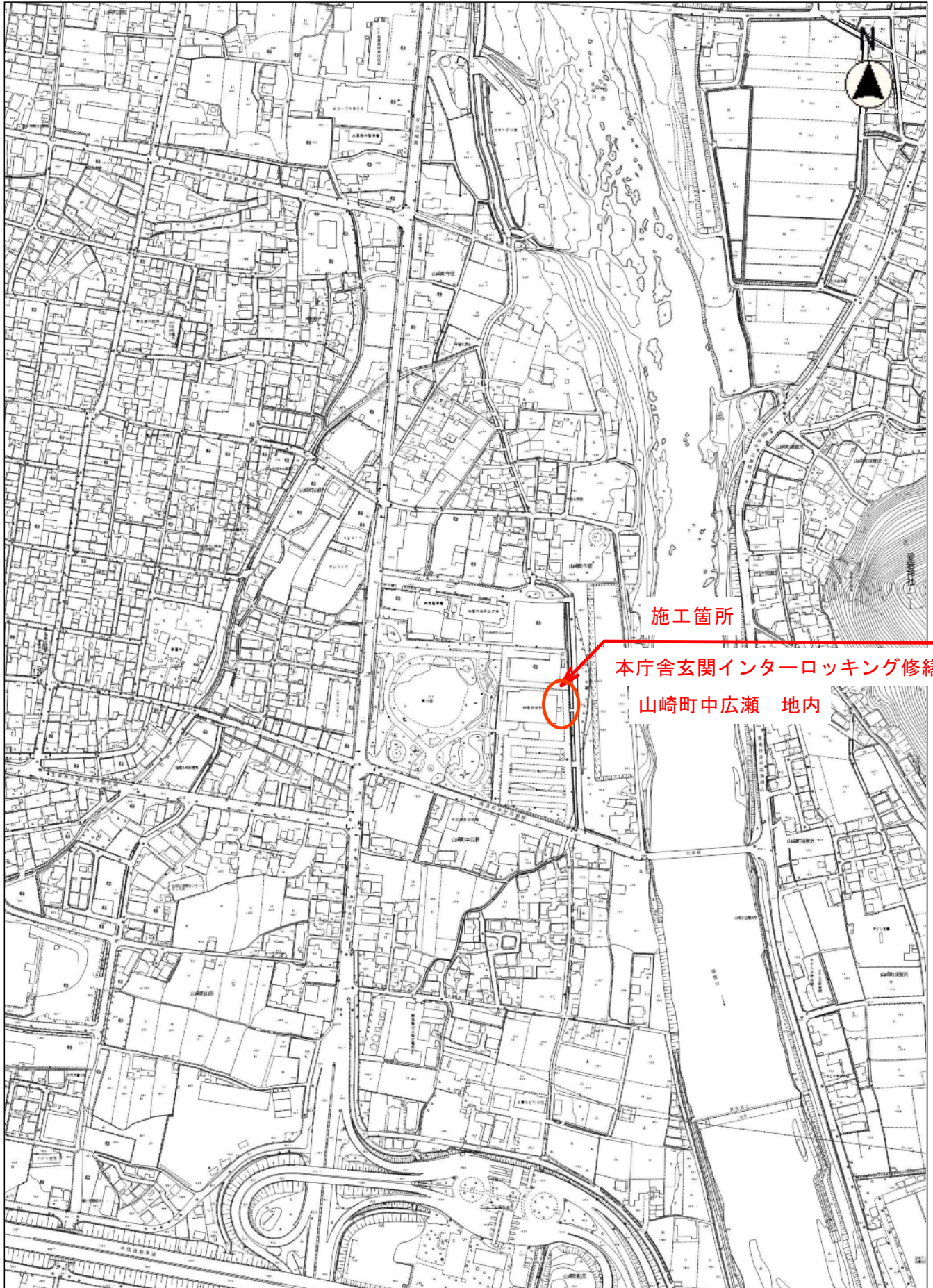
インターロッキング撤去 面積計算表

番号	a	b	c	s	面積m2
1	4.70	10.95	10.40	13.025	24.30
2	10.40	1.10	10.35	10.925	5.69
3	0.90	0.85	0.30	1.025	0.13
4	0.90	0.85	0.30	1.025	0.13
5	10.95	17.40	7.15	17.750	21.16
6	7.15	6.90	1.75	7.900	6.04
7	1.75	12.40	12.55	13.350	10.85
8	12.55	12.90	1.75	13.600	10.88
9	12.60	12.90	2.20	13.850	13.84
10	2.20	1.50	2.60	3.150	1.65
11	2.60	2.80	0.45	2.925	0.54
12	2.80	2.80	0.45	3.025	0.63
13	2.80	2.65	0.45	2.950	0.58
14	2.65	1.15	2.40	3.100	1.38
15	2.40	2.00	3.10	3.750	2.40
16	3.10	2.00	2.40	3.750	2.40
計					102.6

不陸整正、インターロッキング敷設 面積計算表

番号	a	b	c	s	面積m2
1	4.70	10.95	10.40	13.025	24.30
2	10.40	1.10	10.35	10.925	5.69
3	0.90	0.85	0.30	1.025	0.13
4	0.90	0.85	0.30	1.025	0.13
5	10.95	17.40	7.15	17.750	21.16
6	7.15	6.90	1.75	7.900	6.04
7	1.75	12.40	12.55	13.350	10.85
8	12.55	12.90	1.75	13.600	10.88
9	12.60	12.90	2.20	13.850	13.84
10	2.20	1.50	2.60	3.150	1.65
11	2.60	2.80	0.45	2.925	0.54
12	2.80	2.80	0.45	3.025	0.63
13	2.80	2.65	0.45	2.950	0.58
14	2.65	1.15	2.40	3.100	1.38
15	2.40	2.00	3.10	3.750	2.40
16	3.10	2.00	2.40	3.750	2.40
計					102.6

位置図



施工箇所

本庁舎玄関インターロッキング修繕工事

山崎町中広瀬 地内

縮尺 1 : 5000

100 50 0

特記仕様書

工 事 名 本庁舎玄関インターロッキング修繕工事

工事場所 宍粟市山崎町中広瀬 地内

工 期 令和8年2月13日限り

第1条 適用

本工事の施工にあたっては設計図書によるほか、以下の図書及び本特記仕様書によるものとする。

土木工事共通仕様書（兵庫県土木部）〔平成29年12月〕（最新改訂版）

土木請負工事必携（兵庫県土木部）〔平成29年12月〕（最新改訂版）

土木工事施工管理基準（兵庫県土木部）〔平成29年12月〕（最新改訂版）

小型構造物標準図集（兵庫県土木部）〔平成25年10月〕（最新改訂版）

第2条 一般事項

1. 受注者は施工に先立ち、事前に設計図書の照査を行うものとし、現地との整合性を確認し、疑義が生じた場合は、確認できる資料を書面により提出し、監督員と協議の上処理するものとする。
2. 受注者は施工に先立ち、監督員と立会いの上、BM、工事の起終点、官民境界等を確認しなければならない。また、発注者より貸与する測量成果簿により再測量を行うものとし、その成果を監督員に報告するものとする。

第3条 工事中の対応

1. 閉庁日は正面玄関を封鎖し、東玄関が職員出入り口となることから、工事については開庁日を行うことを原則とする。
2. 工事の際は、来庁者、職員等に危険が及ばないように必要な対策を講じること。また、必要に応じてお願い看板、まわり道、誘導標示板等を設置すること。

第4条 環境対策

1. （排出ガス対策型建設機械）
本工事において、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとし、施工計画書に証明書を添付し提出すること。
2. （公害対策）
 - ① 工事施工により発生する公害は、環境基準を厳守し万全の対策・処置を講じること。
 - ② 本工事箇所は、低騒音・低振動型機械を使用することとし、作業の実施にかかる事前の届出と規制基準の遵守を義務づけられているので、作業開始7日前までに届けるとともに、その写しを1部提出すること。
 - ③ 騒音及び振動、濁水について、工事施工前及び工事施工中において、監督員と協議の上必要に応じて観測を行うものとし、工事により悪化した場合、速やかに対応を行うこととする。なお、前述の観測地点、回数等については監督員と協議のうえ決定するものとし、これに要する費用については、受注者の負担とする。
 - ④ 土砂掘削等による汚水、塵埃、騒音、振動及び路面の汚損には細心の注意を図ること。万一地元及び第三者から苦情があった場合は、受注者で責任を持って処理すること。

第5条 工事中の安全確保

1. （工法変更等への対応）
構造物等の施工に於いて湧水、その他の障害のため通常の工法では初期の目的を達することが出来ない場合、または関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、対策工法を監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
2. （掘削部の安全施工）
土石崩落等危険と判断される時及び床掘法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止のための安

全対策等が必要となった場合は、監督員と協議するものとし設計変更の対象とする。

3. (安全・訓練等の実施)

安全・訓練等の実施については、土木工事共通仕様書第1編を参照のこと。また、実施状況をビデオまたは工事報告書(工事旬報)に記録し報告するほか、写真等も整理のうえ提出すること。(尚、これらに要する経費については、現場管理費率に含む。)

第6条 交通安全管理

1. (安全施設類)

注意看板類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するものとする。

職員及び来客者の出入りに支障が生じないよう監督員と協議するものとする。

2. (過積載による違法運行の防止について)

過積載による違法運行防止対策として次の事項を遵守すること。

① 積載荷重制限を超えて土砂を積み込まない。

② 過積載を行っている業者から、資材を購入しない。

③ 不正改造運搬車(さし枠装着、違法物品積載装置)を一切使用してはならない。また、工事現場への出入もさせてはならない。

第7条 建設廃材等の処分

1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める廃棄物は、同法に準拠した適切な方法により処分すること。

2. 産業廃棄物の処分にあたっては、同法の許可を持った産業廃棄物処理業者において処分すること。

3. 特定建設資材廃棄物を処分する場合(特定建設資材の分別解体等・再資源化等)

特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の①と②の積算条件を設定している。

① 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

上記①の「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	運搬距離	所 在 地	受入等諸条件	その他
コンクリート塊	(株) イガキ	1.7 km	宍粟市山崎町 千本屋	兵庫県土木部の「建設 副産物の処理ならびに 受入価格」に掲載され る当該施設の受入条件 を遵守すること	監督員の指 示による

上表②については、積算参考条件を明示しているものであり受入施設を指定するものではない。受注者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき施工計画書に記載して監督員に提出しなければならない。なお、受注者が選定した施設が、積算条件と異なる場合においても設計変更は行わない。ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設から登録抹消されるなど、受入困難となった場合は、設計変更を行う。

4. 建設リサイクル法等に基づく手続き

受注者は、契約締結までに建設リサイクル法第12条に基づき、必要事項を所定の書面に記載し提出すること。
また、工事が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、提出するものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

併せて、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）を提出するものとする。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。掲示様式は県HPに掲載の様式もしくは、建設副産物情報交換システムで出力される様式を使用すること。

5. マニフェストシステムについて

この工事で排出される建設廃棄物を現場外に搬出して処理（再資源化施設、積み替え保管場所経由で最終処分）する場合、産業廃棄物管理票（マニフェスト票）を使用し、受注者の責において5年間保存すること。
産業廃棄物管理票（マニフェスト票）D・E票及び計量伝票を検査時に提示し、様式25の産業廃棄物管理票交付状況総括表は提出することとする。（設計計上量を最大値として、上記検収数量を算出数量として、変更の対象とする。）

6. 受注者が直接（法律に基づく許可地でない土地）処分地に投棄した処分量は、投棄量算出量としない。
7. 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契約を締結する。また、運搬及び処分を業とする許可書を、委託契約の写し及び処理業者の所在地と運搬ルートとともに施工計画書に添付すること。
8. 受注者は建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し完了したときは、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成15年3月17日兵庫県条例第23号）第16条の3に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を監督員に提出すること。（工作物等解体工事は請負代金500万円以上、建築物解体工事は延床面積80㎡以上）

第8条 建設発生土及び採取土

1. 建設発生土を県登録施設へ搬出する場合

（建設発生土の搬出先）

建設発生土の搬出先は、積算条件として、以下を設定している。

品 目	施設の名称	運搬距離	所 在 地	受入等諸条件	その他
残土（砂）	（株）清名	3.4 km	宍粟市山崎町中比地	兵庫県土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設の受入条件を遵守すること	監督員の指示による

上表については、積算参考条件を明示しているものであり受入施設を指定するものではない。受注者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき、施工計画書に記載して監督員に提出しなければならない。なお、受注者が選定した施設が、積算条件と異なる場合においても設計変更は行わない。
ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設から登録抹消されるなど、受入困難となった場合は、設計変更を行う。

第9条 特定外来生物の駆除について

1. 工事着手前に工事区域内において、以下に示す特定外来生物が生育していないか現地踏査を行い、特定外来生物の生育の有無を、監督員に報告すること。なお、下記に記載の特定外来生物の生育が確認された場合は、別途、施工計画書にその処分、運搬方法等について記載すること。

・特定外来生物の種類：

アルゼンチナ・フィロケロイデス（サザンナグアイ）、ヒステリア・ステイティス（ボタノクサ）、アゾラ・クリスタ、コロブシス・ランケラタ（オキクダ）、ギムノコリス・スピラントイデス（ミズヒマワリ）、ルドベギア・ライオン（オハコソウ）、セネオ・マダガスカルシス（ナトサギ）

り、スイギュウ・アングラックス(アチリ)、ミリオウルム・アクアティム(オアサモ)・ルトウイギア・グランディフロ(オハナミズキンバイ等)、ウエロニカ・アガリス・アクアティカ(オカワシヤ)、の植物 11 種

(詳細については、下記の環境省ホームページ

URL : <https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html> を参照)

2. 確認された特定外来生物の防除を行う場合、別紙防除実施計画書に基づいて個体を採取し、処分しなければならない。
3. 特定外来生物の防除完了後、防除記録台帳を作成し、監督員に提出すること。
4. 特定外来生物を含む残土については、極力、現場内にて処分するよう努めること。

第 10 条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 11 条 施工管理

1. 受注者は、本工事に関する施工管理担当者を定め、その氏名を書面で発注者に通知しなければならない。施工管理担当者を変更したときも同様とする。
2. 主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、前項の施工管理担当者を兼ねる事が出来る。
3. 施工管理担当者は、土木工事施工管理基準及び規格値、同運用方針により、施工管理を実施しなければならない。また、工事の進捗に伴い、必要な事項が生じた場合には追加することがある。
4. 施工管理のうち、品質および出来形管理については、管理基準および規格値、同運用方針に基づいて試験や測量を実施するとともに、そのデータを用いて管理図等（管理図またはデータの集計表）を作成し、提出すること。（データのみの提出はしないこと）

第 12 条 写真管理

1. 写真管理については、土木工事施工管理基準の写真管理基準により撮影、整理すること。
黒板・スタッフ・ポール等をあて工種、測点ごとに明確に撮影し、分り易く整理して提出すること。
2. 写真はカラー L 版（89×127mm）とする。ただし、着工前及び完成写真等は、キャビネ版（127×178mm）またはパノラマ写真（つなぎ写真可）とし、それぞれ対比して撮影すること。
3. 完成写真には測点及び起終点方向を明示すること。

第 13 条 品質規格

1. （セメントコンクリート製品）
 - ① インターロッキングブロック・JIS A 5371「コンクリートブロック（舗装用）」に適合するものとし、形状・寸法は設計図書による。
 - ② 透水性インターロッキングブロックとする
 - ③ 敷砂は、粒径：0.15mm～5mm程度の清浄な砂とし、洗い砂を使用すると共に調整を砂で行わないこと。（路盤で高さ調整すること。）
 - ④ 目地砂は、乾燥状態でブロック間に充填できるものとし、透水性を有する細砂を用いる。
 - ⑤ 不陸整正の補充材はクラッシャランまたは再生クラッシャラン（粒度調整型）とする。
 - ⑥ 路盤材料は透水性舗装であるため、透水性路盤（粒径13～30mm程度の碎石）を使用し、路盤上に透水シートを敷設すること。

第 14 条 一般施工

1. （路盤整正）
路盤は所定の高さ・縦横断勾配に整正し、プレートコンパクタ等で十分に転圧する。
路盤精製後、透水シートを緊密に布設する。
2. （敷砂敷均し）
敷砂の厚さは仕上がり後 30mm を標準とし、路盤に密着させ均一に敷均しする。
3. （ブロック敷設）
ブロックはたたき棒やゴムハンマー等で軽くたたいて平坦に据える。
4. （目地充填）

ブロック敷設後、乾燥した目地砂を充填し、プレートコンパクタで転圧を繰り返し、目地砂が目地上端まで充填されるまで十分に行う。

5. (転圧)

目地充填後、ブロック表面に傷をつけないようゴムマット付プレートで均等に転圧する。

6. (清掃・養生)

敷設完了後、表面の砂を掃除し、通行は砂の安定を確認後に開放する。

第15条 詳細図等の作成

取り合い、現地再測量による数量等の変更、構造物の変更および追加による図面は、監督員と協議の上、受注者が全て作成すること。(設計変更に使用できる図面と数量を提出すること。)

第16条 工事標示板等

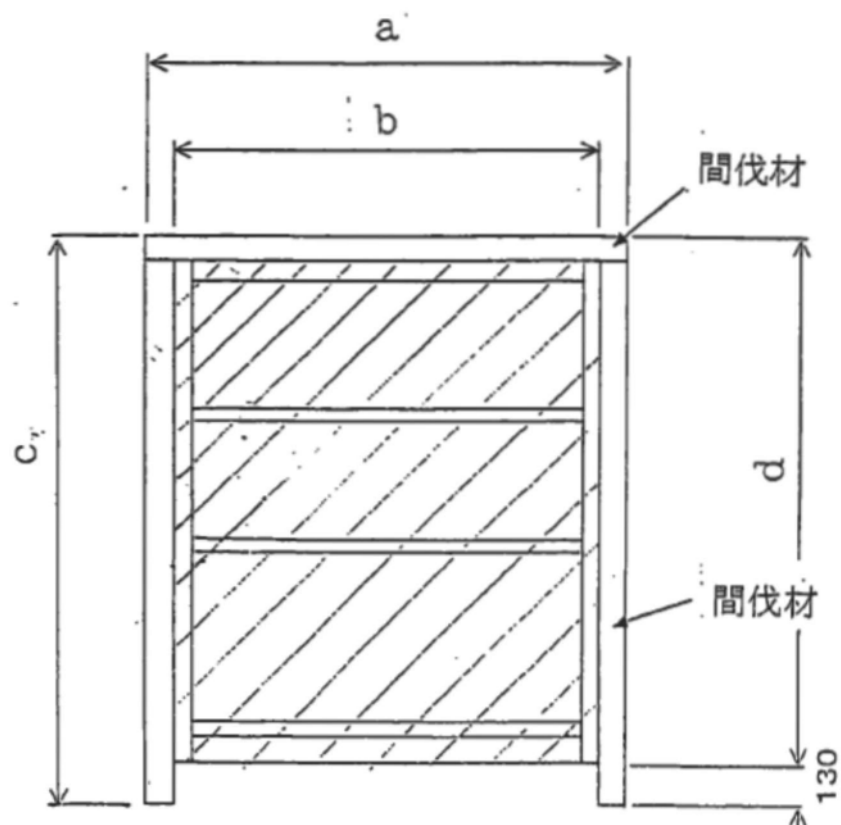
1. 受注者は、工事看板に宍粟産間伐材を使用すること。また、宍粟市のマスコットキャラクター「しーたん」を工事看板に表示し、工事現場に設置すること。(看板①)
2. その他の標示板〔お願い看板、まわり道、誘導標示板等〕にあっても積極的に宍粟産間伐材を使用すること。

第17条 その他施工関係

1. 土質の状態により、工法の変更もあり得るので、掘削時に監督員と現地確認を行い協議すること。
2. 事前測量を実施し、インターロッキング割付図と色見本カタログなどを監督員に工事打合簿を添付して報告を行うこと。
3. 既設宅マス調整が必要となるかの判断を行い、監督員に報告すること。(協議により変更対応する。)
4. 受注者は、縦断面図等のない場合でも、縦断勾配の配慮を要する構造物については、特にその目的及び機能を果たす施工をしなければならない。
5. 受注者は、軽微な取り合わせ等、現場の納めについては、図示されていないものであっても施工するものとする。
6. 監督員と協議・打合せした内容については、書類にて監督員に提出するものとする。
7. 広範囲に住民等に周知する工事及び交通量が多い工事においては、看板②を起点に設置を行うこと。
8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

工事看板 参考図

【看板①】



※間伐材（杉・檜・松）

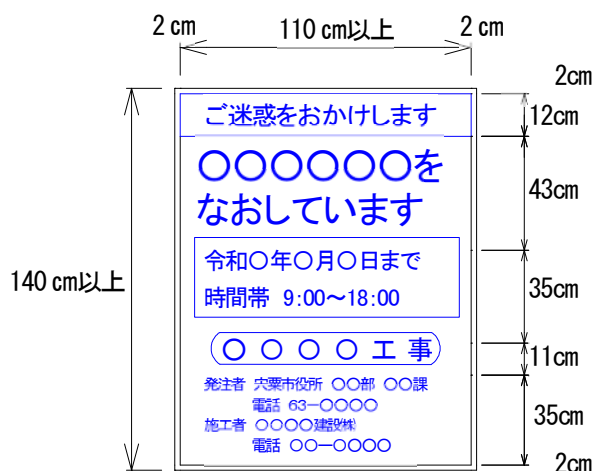
（例）



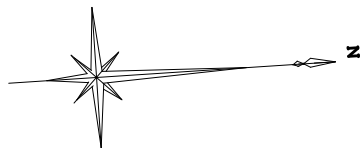
※図柄と文字のバランスは、上図を参考とする。
 ※下地は、白色とする。

【看板②】

＜工事標示板を明記する工事看板例＞

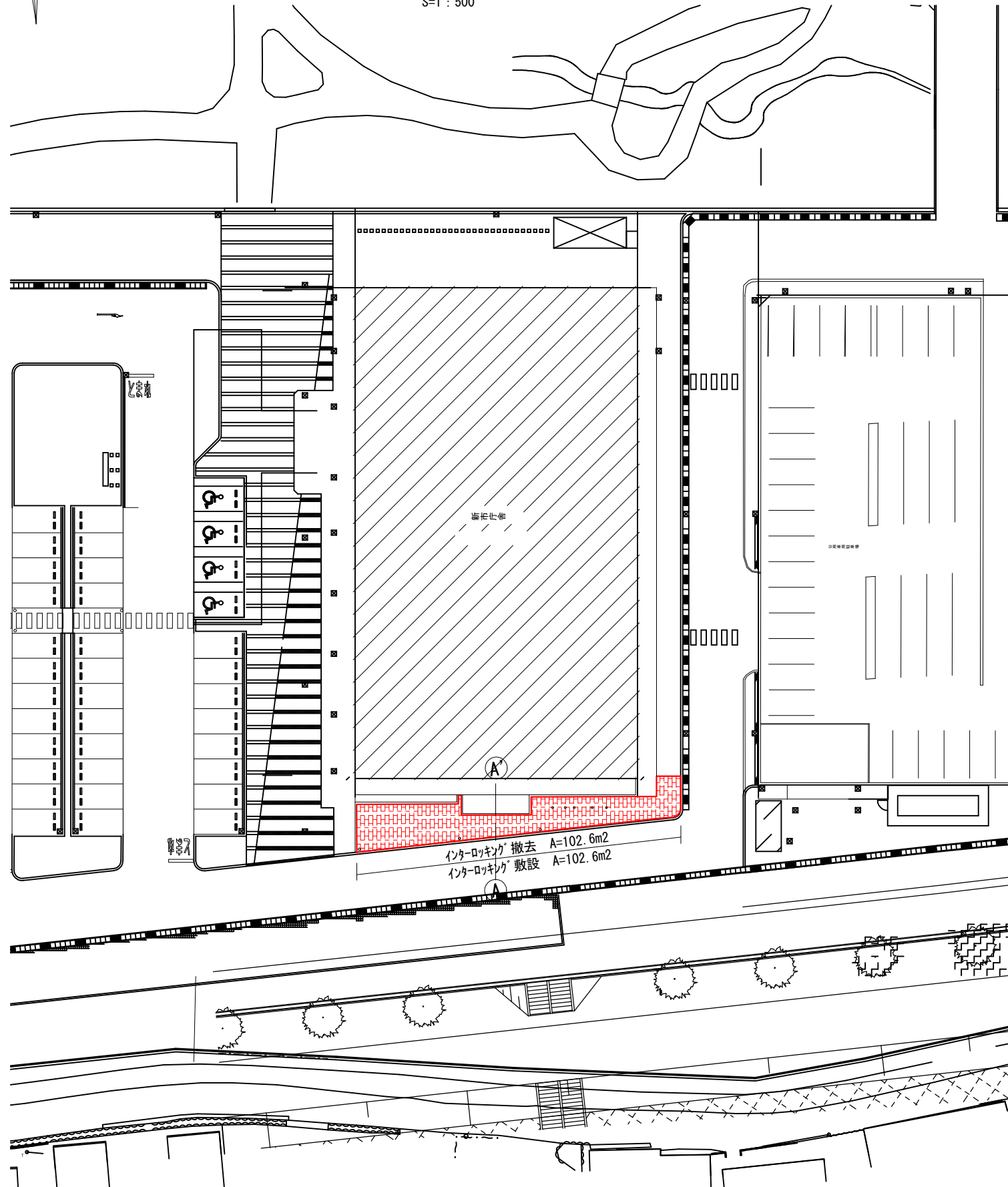


- (注) (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、
「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に
白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の
工事内容、工事期間については青色文字、
その他の文字及び線は黒色、下地を白色とする。
- (2) 縁の余白は 2cm、縁線の太さは 1cm、区画線の
太さは 0.5cm とする。



計画平面図

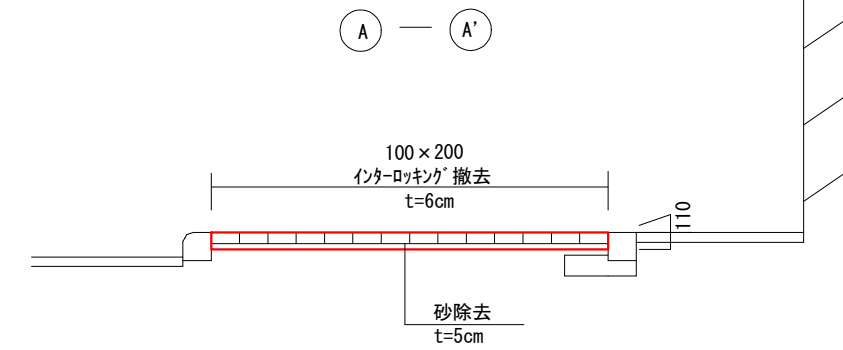
S=1 : 500



インターロッキング撤去 A=102.6m²
インターロッキング敷設 A=102.6m²

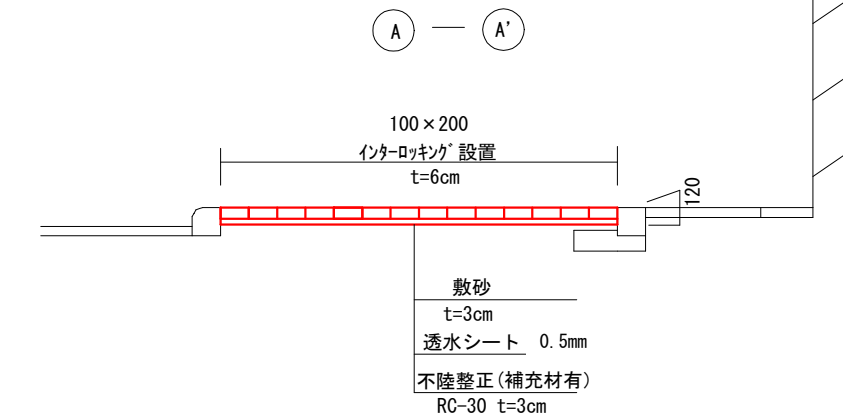
撤去図

S=1 : 40



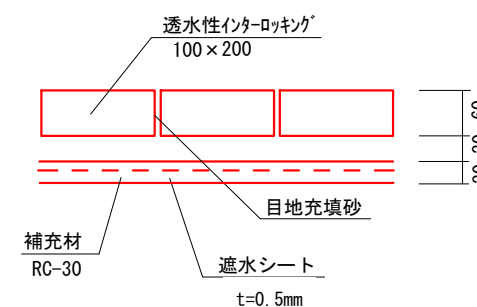
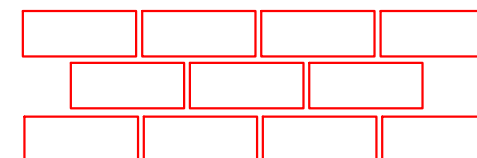
設置図

S=1 : 40



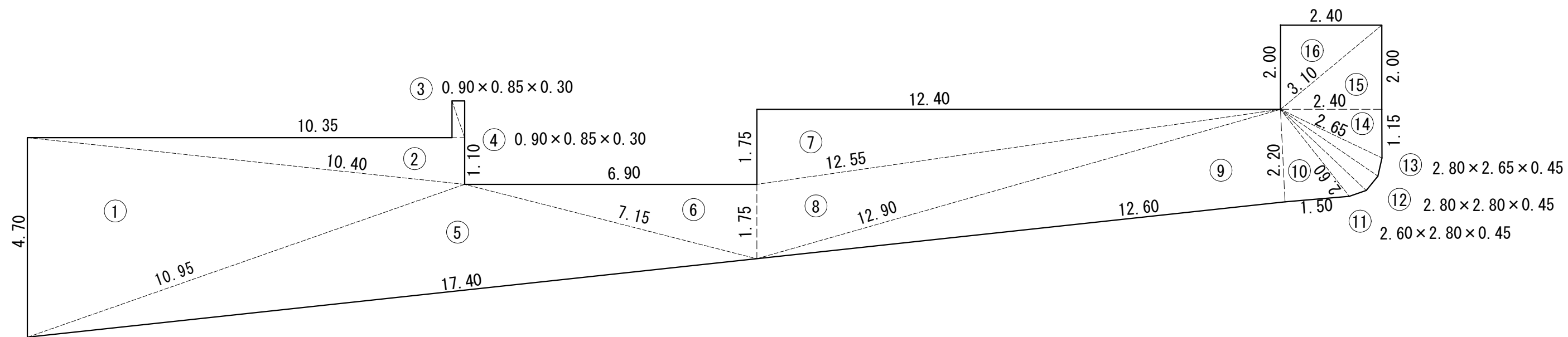
詳細図

S=1 : 10



事業名	市単独事業			
工事名	本庁舎玄関インターロッキング修繕工事			
年度	令和7年度	施工主体	 中央市	
名称	計画図1	2	葉中	1 番
施工地	中央市 山崎町 中広瀬			地 内
縮尺	図示	審査者		設計者

展開図
S=1 : 200



事業名	市単独事業				
工事名	本庁舎玄関インターロッキング修繕工事				
年度	令和7年度	施工主体	 中央市		
名称	計画図2	2	葉中	2	番
施工地	中央市 山崎町 中広瀬				地 内
縮尺	図示	審査者		設計者	